

第 24 回「上海 IPG」会議 議事録

日時：2006 年 9 月 21 日（木）

場所：上海龍之夢麗晶大酒店

司会進行：宮原貴洋（ジェトロ上海センター）

【第 1 部 各種連絡事項】

宮原（ジェトロ上海）

今回から新たに 4 社様が会員として参加されることになりました。議事次第にありますように、株式会社荏原製作所様、上海日向貿易有限公司様、尼康映像機器様、それから株式会社伊藤喜様の 4 社が新たにご入会されております。本日は、尼康様と伊藤喜様に関しましては、ご都合が合わずお越しいただけませんでした。その他 2 社様にはお越しいただいておりますので、冒頭にご挨拶をいただきます。まず、荏原製作所の福永様をお願いします。

福永氏（荏原製作所）

初めまして、荏原製作所の福永と申します。私どもは機械装置メーカーです。主に水ポンプ、水ないし液体に圧力をかけて送るポンプです。この事業を中心に、ゴミ処理、水処理等の環境設備関係と半導体製造装置関係の事業を行っております。1992 年から中国で事業をやらせていただいておりますが、幸いと言いますか、たまたまと言いますか、これまで知財問題にかかわることは、ほとんどありませんでした。

今回の IPG に参加させていただく動機は、特に半導体製造装置の分野において、その定期交換部品、ないしは消耗品において、不確かな情報ではありますが、どうも模倣品が存在しているらしいということがきっかけです。「火のない所には煙は立たず」と言うように、何らかの要因があるのではないかと思います。したがって、そういう情報がありますので、予防的にそういう問題に前向きに対処していきたいと考えまして、この場を活用させていただいて、知財問題を広くどう保護していったらいいかも含めて、勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

宮原（ジェトロ上海）

福永様、どうもありがとうございました。続いて、上海日向貿易有限公司の東小園様、よろしく願いいたします。

東小園氏（日向）

当社は一昨年に立ち上げたばかりの貿易会社です。主なものは大連のサンウ酒造の上海における販売代理をさせていただいております。その他には雑貨関係を取り扱っており、こちらに出席させていただく動機になったものは、日本では、ノックの部分で360度回転するボールペンの実用新案を取りまして、こちらで製造販売という話が起きまして、ジェトロさんにご相談に来たのが契機で、この会があることを知り、本日参加させていただいております。引き続いて、研究させていただきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

宮原（ジェトロ上海）

どうもありがとうございました。続きまして、9月1日より、私どもジェトロ上海に知的財産担当が2名増員になっております。この場にはおりませんが1人は、朱と申します。もう1人新任の森永をご紹介します。

森永（ジェトロ上海）

皆様、初めまして。ジェトロ上海センターの森永と申します。ちょうど3週間前に東京から上海にやって参りまして、宮原と共に知財を担当させていただくこととなります。

東京でも上海IPGの活躍をいろいろと聞かされたというか、勉強してきました。これまで駐在員としては宮原1人だったのが、私に加わり2名になるということで、まずはジェトロの知財事業としても、これまで以上にいろいろな活動をやりたいと考えています。また上海IPGの事務局も我々は担っておりますので、上海IPGが中国国内、日本国内でその名が響き渡るような、上海IPGと言えば誰もが一目置くような存在になれるように努力していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

宮原（ジェトロ上海）

続きまして、配付資料のご説明をいたします。お手元の『中国の知的財産権侵害判例・事例集』は、ここ数年、毎年ジェトロ東京のほうで、特許庁委託事業として作成しているものです。皆様の業務にご活用いただければと存じます。

8月にご案内した展示会における調査事業については、ジェトロ北京が中心となってハンドリングをしている案件です。現在までにジェトロ東京、北京、上海、広州におきまして、調査の申し込みをが11業界、約30社からいただいております。この案件については、すべて広州交易会以降、今後ジェトロと権利者の皆様と協力して調査を実施していくことが決まっております。

展示会調査については、まだ申し込みの締切りは来ていないのですが、現在

10月末日をもちまして、一応の締切りにすることを予定しております。この件に関しては、別途北京、上海、広州からご連絡を差し上げますので、もし今後展示会の調査を行いたいというご要望がまだあれば、10月末日に間に合うようにご検討をいただければと存じます。

最後に、江蘇省質量技術監督局との協力ネットワーク構築について、私からご説明いたします。本日は、江蘇省からT S Bの張副局長、それから陳様と張様の3名にお越しいただいております。お手元の資料の中で「江蘇省質量技術監督局との協力ネットワーク構築について」をご覧ください。まず、江蘇省質量技術監督局T S Bとの協力ネットワークについては、5月、7月の全体会合の場においても、皆様に簡単にご案内した案件です。簡単に申しますと、江蘇省のT S Bと上海I P Gとの間で、直接の連絡を行っていく。そのために共同でプラットフォームをつくっていきこうという活動です。もともとこの件については、江蘇省T S B様のほうから、私どものほうにご提案をいただいた経緯があります。

スライド2枚目に「協力ネットワークの設立目的」とありますが、江蘇省T S Bから最初にご提案をいただいたのは、少なくとも江蘇省から製造拠点をなくしていきたいと、そのためにT S Bも頑張るので、日系企業にも協力してほしいというお話を頂戴したのがきっかけです。具体的には、～に書いてありますが、直接の交流、相互の理解を促進していく。2点目は情報の共有、意思疎通の強化、偽物対策の戦略・構築等を行っていく。さらには取締りに関する迅速な対応能力を向上させていく、ということ当初の目的としております。

これまでの経緯については、まず、5月15日にジェトロ上海とY K K様で、1度江蘇省T S B様を訪問しております。このときに、江蘇省T S B様から共同でプラットフォームをつくっていきましょうというご提案を頂戴しております。ジェトロ上海としても非常にありがたいお話だと承り、早速、上海までお越しいただきまして、上海I P G幹事会のメンバーと江蘇省T S Bの皆様でミーティングの機会をもった次第です。その結果、幹事会においても非常にいい話であろうということで、具体的な作業に入らせていただきました。

6月27日～29日には、T S Bの浙江省、江蘇省、上海が主催している連絡会議にジェトロ上海をお招きいただき、その際に上海I P Gの活動ならびに江蘇省T S B様との協力ネットワーク構築について、私どもからも簡単にプレゼンテーションを行わせていただいております。最近では、8月4日に再度、幹事会の皆様に南京までご同行いただき、具体的な実施項目等について検討を行っています。

8月28日の幹事会では、今回のI P Gの内容について、皆様にご案内をしましょうということで決定いたしました。

次に実施項目です。～、戦略的な協力関係の強化を打ち出しています。T S B 様からのご要望としては、企業の連絡窓口、特に中国語の連絡担当者を提供してほしいと。それから皆様がお持ちの商標権、意匠権等の権利情報等の提供を強く求められています。これに併せて、識別手段等についても我々からご案内することを求められています。

一方で、まずは江蘇省内から偽物をなくしていくために、いろいろな分野のマーケットについて知識が欲しいということで、マーケットの地図等の情報提供についてもご要望をいただいています。この件に関しては、ジェトロと幹事会各位で今後対応していきたいと考えています。

の情報共有という点で、共有の仕方はいろいろあると思いますので、この先具体的に詰めていきます。将来的には共同でのサイト運営等も含めて、情報共有をしていければいいなという目標もあります。

3点目は交流連絡の強化ということで、对外宣伝、業務研究、業務トレーニング、識別等のトレーニングも含めて今後定期的に行っていきたいと考えております。

次に今後の予定です。まず、原則としては当初の段階では幹事会メンバーが中心となって、本事業を進めていこうと思います。皆様にご案内して、みんなで作っていく形をとりますと、なかなか初動のところであまりうまくいかないところも出てきようかと思っておりますので、幹事会でまずうまくいったという事例をできるだけ進めて、それを水平移転していくというイメージで考えております。ただ個別の作業で、例えば窓口担当者のリスト作成といったものについては、その都度事務局から皆様にご案内を差し上げようと思います。さらに今年の12月を目標にして、協力ネットワークの設立総会的なものを開催できればと考えています。開催については、もう少し具体的なものになってからご案内いたします。幹事会のほうで当初段階はある程度のハンドリングをさせていただきます。

最後に、本事業におきましてはT S B 様ができるだけ活動しやすいということも大事だと思いますので、できる限りT S B 様のご要望をお聞きして、こちらの実施内容を決定していきます。企業の中には連絡窓口をなかなか設けられない会社もあるかと思っておりますので、そういった場合には、ジェトロ上海のほうでできる限りその間に立つプラットフォーム的な作業をやっていきたいと思っております。ごく簡単でしたが、私からの説明は以上です。次に張副局長からのご挨拶、協力ネットワークに関するお話をいただいた上で、質問等をお受けいたします。

それでは張副局長をご紹介します。今回、私どもの突然のお招きに張副局長にはご快諾くださり、また朝早い時間に南京を出発して、上海までお越しいただきました。先ほど着いたばかりで、非常にお疲れなところですが、皆様

には 30 分程お時間を頂戴して、お話をいただきたいと思います。それでは張副局長、よろしく申し上げます。

【第二部 講演会】

< 講演 >

協力ネットワーク構築について

江蘇省打假弁公室 江蘇省質量技術監督局

張 亜青副局長

尊敬するご来賓の皆様、こんにちは。本日は、ジェトロ上海センターのご要望で、上海 I P G のメンバーの皆様と知的財産権について一緒に相談する機会を得まして、心より感謝申し上げます。

我々江蘇省 T S B の概要についてご紹介します。江蘇省 T S B は、江蘇省人民政府が直轄する行政執法部門です。市場の経済秩序を整頓・規範化する重要な業務を担当し、江蘇省全省の範囲内で「中華人民共和国製品質量法」、「中華人民共和国標準化法」、「中華人民共和国計量法」及び「國務院の特殊設備安全監察条例」などの法律と法規を執行する行政部門です。すなわち、江蘇省の全域内において質量、計量、標準化、認証、特殊設備などの管理と監督の仕事を担当しています。知的財産権保護についても、江蘇省の質量監督部門は重要な部門で、江蘇省人民政府偽造品取締弁公室は、江蘇省 T S B の中に設置されています。

現在、江蘇省質量検査システムの中に、行政の部門が 90 あります。その 90 の部門は、13 の省クラスの監督府と、77 の県クラスの局が含まれています。国家クラスの質量監督センターが 15 カ所あり、省クラスの質量監督センターは 20 カ所あります。現在、全体のシステムの中には従業員が 1 万人近く在籍しており、その中で最前線で偽物取締りを行っている人は 2,000 人近くおります。中国の国家質量監督総局、江蘇省政府の統一方針に基づいて、江蘇省 T S B は絶えず知的財産権の保護の力を強化しています。偽物の違法活動の取締りを厳しく行っています。統計データによりますと、2004 年から 2006 年の上半期までに江蘇省 T S B は、行政の取締りに 28 万人稼働して、13 万社を検査しました。そのうち偽物取締りの摘発とクレームは 2 万件以上受理して、偽物の案件は 29,000 件取締りを行いました。その中で取り締まった偽物の価値は 18 億元以上にも上り、そのうち公安局に移送するケースは 289 件ありました。

江蘇省 T S B は、今年の 8 月までに知的財産権の案件を 587 件取り締まり、

1 億元以上の金額の偽造品を取り締まりました。そのうち公安局に移送するケースは 68 ケースで、外商投資企業に対する知的財産権の保護については、大変貢献をしました。我々は外資企業による摘発があれば必ず検査をする。検査をすれば必ず結果が出るという方針で行っています。特に我々は Y K K、トヨタ、NSK などの日本企業と協力して、偽物の取締りが一気に成功したことで、全国の市場秩序整理整頓規範化弁公室と公安部から表彰されました。

我々は現在、ある案件について深く追究しています。それは日本のホンダ技研工業からの摘発で、鎮江地区のホンダの自動車部品の偽物品を厳しく取り締まりました。我々はその生産現場で、ホンダの偽物部品を 10 万元近く押収して、商標は 10 万セット以上押収しました。現在、この案件は非常に深く追究しています。

新しい情報を 1 つ提供します。昨日は、国家質量監督総局が南京で中国の T S B 全体会議を行いました。その会議の中に、中国の質量監督総局の共産党書記と、中国の中央紀律検査委員会から派遣された書記も出席しました。その出席者の中には、中国全土の T S B の共産党の書記が出席したということです。その会議の中で、国家質量監督総局の書記の話によると、これからは自分は権限を濫用して、取締りを行うことに対しては、大変厳しい取締りを行う。特に、公安局に移送すべき案件を移送しないで、そのまま放置するケースに対しては、より厳しい打撃を行うという話がありました。

今日の午前中は質量総局の書記、部長クラスの 6 名が江蘇省 T S B に来まして、江蘇省 T S B の仕事を大変誉めてくれました。それで江蘇省 T S B の全体会議を行い、私はやっと上海に来ることができたのです。そのために遅れまして、大変申し訳ありませんでした。

私が皆さんに伝えたい情報というのは、中国政府は知的財産権保護に対する承諾を非常に厳しく履行しています。知的財産権を保護するにあたっては、国の境はありません。江蘇省は、中国経済の中では最も発達している地域です。中国の 100 分の 1 の土地で、中国の 10 分の 1 以上の G D P を創造してきました。新しい情報によりますと、昨日、中国はトップ 10 の県を選びまして、そのうち 7 つの県が江蘇省県でした。江蘇省は、中国の法律の厳しさに力を入れて維持しており、地方保護主義を絶対に許さないことを皆様にお話できると思います。偽物が江蘇省に現れたら、すぐにも取締りを行いますので、外資企業の合法的な権益は、必ず保護されると確信しています。

私は知的財産権の保護については、日本企業を含む外商企業との協力は、非常に重要な時期に入ったと思います。我々はこれからさらにお互いの信頼関係を増加して、コミュニケーションを強化することでより一層の協力を進めてまいりたいと思います。それには 2 つの理由があると思います。

まず、我々は地理的、歴史的、文化的な良い共通性があるということです。

2番目の理由は、我々は共同発展の意欲があるということで、これは現在の時代の潮流であると思います。

このため次に4つの建議について、皆様と討論していきたいと思います。まず、知的財産権保護に対する戦略的なパートナー関係をつくることです。政府の行政部門と、日本の企業は迅速に交渉を行い、重要な問題に対する措置を一致させることで、知的財産権保護の面についてはより一層の緊密なパートナー関係を構築していきたいと思います。

2番目は、情報交流の仕事です。私が特に強く建議したいのは、中国にある日本企業と、我々江蘇省TSBの担当部門との間の情報交流とコミュニケーションをよりうまく完備し、江蘇省のTSBと日系企業の中の情報ネットワークを構築していくことで、偽物取締りの迅速的な判断能力を高めていきたいと思います。

3番目は、日本企業の自己保護意識をより一層高めていきたいと思います。製品の品質の向上を図るとともに、より広い範囲で偽造防止技術を取り入れて、先進的な技術手段で、自社の知財権保護について力を入れてほしいと思います。

4番目は、いろいろな形式の交流を展開していきたいと思います。例えばいろいろな宣伝の協力、業務研究会、ケース分析会、業務トレーニング、そういう交流のパターンを多様化することで、江蘇省TSBと日系企業の協力関係を強化していきたいと思います。

ご来賓の皆様、本日のスピーチを終える前に、私が再び強調したいのは、これまでと同じように我々との協力関係を強化していきたいと思いますし、一緒に知的財産保護の業務を遂行していきたいと思います。それに関して私は大変大きな自信を持っています。本日の会議を契機にして、我々はより一層の努力に基づき、お互いにウイン・ウインの関係を図り、長江デルタ地区の経済発展と皆様の会社の上昇のために、より美しい将来を創造していきましょう。日本貿易振興機構、ありがとうございました。ご清聴ありがとうございました。

< 質疑応答 >

宮原（ジェトロ上海）

張副局長、どうもありがとうございました。これまでのお話の中で、何かご質問等がありますか。

村橋氏（日本曹達）

化学メーカーの日本曹達の村橋です。1点、私どもの業界の知的財産侵害のほとんどの場合が、商標侵害です。実際に江蘇省において、かなりの商標侵害

の事例がありまして、過去に何度か工商行政管理局（A I C）に取締りをお願いした経緯があります。私の認識では、商標権に関しては、A I Cが管轄下と認識しているのですが、先ほどの副局長のお話の中でも、今回T S Bからかなりダージャという話が出てきました。このような商標侵害の事例もお願いしてよいのか、ということが1点です。

もう一点は、そういうことをお願いした場合、A I CとT S B、あるいはこの依頼元の日本側の企業との間で混乱は生じないのですか。以上、2点について質問します。

張氏（江蘇省 TSB）

大変良い質問をありがとうございました。商標侵害については、工商管理局と商務局がその取締りを行っています。我々T S Bは協力関係を持っていますので、もし何か協力してほしいことがありましたら、我々が協力いたします。

宮原（ジェトロ上海）

張副局長には、夜の情報交換会にもご出席いただきますので、その際に張副局長に直接ご質問をいただければと思います。恐縮ですが、もしその他の点でご質問がありましたら、挙手をお願いします。

孫氏（ホンダ技研）

私はホンダ技研工業の者です。先ほど張副局長さんがおっしゃったホンダの偽物取締りの担当の案件を担当しています。1つ質問があります。工商局とT S Bの関係についてお伺いします。我々はある地方の工商局で偽物を押収しましたが、地方の工商局からはT S Bからの鑑定レポートを提出してほしいという要求がありました。質問は、T S Bはこのような鑑定レポートを提出できますか。

張氏（江蘇省 TSB）

この案件については、ホンダからの情報を大変感謝しております。いまの質問については、工商局は江蘇省以外の場合ですので、我々はたぶん対応できないと思います。江蘇省以内であれば、対応できますが、私の権限の範囲は江蘇省です。

宮原（ジェトロ上海）

個別の張副局長向けのご質問は、情報交換会のときをお願いします。

津田氏（住友化学）

私は住友化学上海の津田と申します。上海 I P G 2002 年創立以来、ずっと参加させていただいております。特に、今日の江蘇省技術監督の張副局長からの積極的なご提案は、この 4 年間の上海 I P G の活動の中では画期的なことだと思います。と言いますのは、日頃、皆様方は私どもも含めて、末端で模倣品対策を実施していますが、このように当局側から非常に積極的なお話をいただくことは、上海 I P G の活動拡大の第 2 段階への発展の非常に大きなきっかけではないかと思えます。

特に、今回の技術監督局との道筋を付けていただいた Y K K、また上海 I P G の事務局の皆様、私どもメンバーとして非常に感謝申し上げたいと思えますし、是非、このプロジェクトを成功させるためには、先ほど宮原さんからお話がありましたように、小さな成果でもいいですから成功例を作りたい。そしてこれを一步一步広げていくことが非常に重要なことだと思いますので、是非業界の皆様、また各社の皆様方にはこのプロジェクトが成功するようご協力をいただきたいと思います。本来ならば、是非よろしく願いいたします。

宮原（ジェトロ上海）

その他の点について、何かご質問等がありますか。それでは、ご講演、ご説明をいただいた張副局長に再度大きな拍手をお願いします。

< 講演 >

G M 会社の中国における知財戦略（模倣品被害の現状、事例及び知財保護に対する展望等）

GM Asia Pacific, GM (China) Investment Co ; Ltd
Brand Protection Manager for China Ms. Joann Chan

尊敬する皆様こんにちは。本日は日本貿易振興機構の要請でここで講演する機会を得まして、大変うれしく思います。本日、皆様の中には我々上海チームと一緒に知財権保護の仕事をしてきた顔見知りもあります。ですから、今日は古い友人にも会いましたし、たくさんの新しい友人とも会いました。本日は上海 G M のブランド保護につきまして皆様と一緒に考えていきたいと思えます。

今日の私の話の内容については次の項目があります。まず「ブランド保護の範囲」、2 番目は「G M の組織構造」、3 番目は「G M ブランド保護業務の特徴と経験」4 番目は「業界の協力」、5 番目は「事例紹介」、6 番目は「G M が関心を持っているほかの事業」です。

まずブランド保護業務の範囲について簡単に紹介したいと思います。よく「ブランド保護というのはどのような仕事ですか」という質問がありますが、私がこの質問に答えるためには自分の考えていることを写真にして次に掲載しました。例えば、偽物が出た場合は火事ということになります。私は3つのブランド保護業務を行いました。消防、火事の救援、放火者を追及することです。消防というのは、会社内部の協力、関係政府部門との協力、業界団体との協力、一般大衆に対する宣伝教育のことで、つまり火事に対する予防活動です。

しかし、消防が十分できても、火事をすべて抑えるわけではないから、いざ火が発生した場合は、我々は調査、特にほかの車会社との協力に基づく調査は大変重要だと思います。最後には重要案件の追跡調査を行って、放火者を刑事訴訟で、裁判所まで送り込むことを自分の仕事としています。

この3つの仕事の中でいちばん重要なのは消防ですが、消防という仕事はあまり重要視されていません。どうしたら権利侵害行為を防止できるかについては、対内と対外という2つの面について説明したいと思います。内部に対しては会社内部の部門間の協力を強化することです。これは製品の偽造防止デザイン、商業・標識特許出願、包装及び標識管理のことで、特に正規販売ルートを強化すること。部品メーカー、包装供給のメーカー、それから管理を許可することで供給上の不法販売行為を防ぐということです。

我々も政府部門との関係は大変重要視しています。先ほど説明しましたように、業界団体、政府部門などいろいろな部門との関係を大変重要視しています。我々は優秀ブランド保護委員会を経由して、各政府部門と長期的な協力関係を築いて、このような関係の強化に力を入れています。

このような政府部門は、税関、A I C、T S B、公安局、検察院、裁判所、整規弁。全国人民代表大会の法律委員会などです。我々は政府部門と一緒に重点の案件について分析を行い、情報の共有化を図ると同時に、法律の改正と制定にも参加しています。

業界協力については優秀ブランド保護委員会（Q B P C）を活用して、特に自動車会社と一緒に偽造品の防止の仕事を行っているほかには、ほかの分野の企業とも連携して、国際的な情報体系の構築で共同で取締活動に力を入れています。

一般大衆に対する宣伝については、以下の品目があります。自動車部品の偽物の危害性について紹介する。自動車部品の偽物の巨額利潤が犯罪行為及び社会問題に影響することの紹介と、それを買うこと、使うことを拒絶して偽物販売、製造の不法行為を摘発するように教育することです。ですから、ブランド保護は、法律、政府関係、公共関係、市場などすべてつながっています。

2番目は、GMのブランド保護についての組織構造について紹介したいと思います

います。ほかの部門と同じように4つの地域エリアがありまして、北米エリア、欧州エリア、ラテンアメリカエリア、アジア太平洋エリアです。ブランド保護は非常に重要な仕事ですので、それぞれの地域の中には、ブランド保護のマネージャーとブランド保護の調査員を設置しています。

先ほどのブランド保護の仕事の範囲で言及した消防活動、一般公衆への宣伝、政府部門との関係強化については、赤い丸の中で仕事をしています。調査員の役割は違法案件が発生した場合に調査員が出動して、その案件を調査することになっています。

ブランド保護業務というのは、いろいろな部門、いろいろな課と関連性の強い分野ですので、社内でも法律部門との関係があります。法律部門、購買部門、市場マーケット、販売部門、工事部門、PR部門、市場運営部門、政府関係部門とすべて関係しています。ですから、ブランド保護業務をうまくするには、会社全体の部門の協力がなければいけないと思います。

まず4つの分野から情報を入手しています。1つはGMファミリーということで、GMのグループの中のほかの会社と我々の販売ディーラーなどから情報を入手しています。2番目の情報の入手先は専門的なサービス機構で、つまり弁護士事務所とか、調査会社です。我々は電話のホットラインを設置して、一般公衆からの告発も受け付けています。

最も重要なのは政府の執行部門で、彼らを取り締まったあとにレポートが来ますので、こういう情報も入ってきています。こういう情報が入ってから、我々はまず情報に対する整理整頓を行い、分析と評価を行います。つまり、フォローするかどうかについて決めていきます。例えば、一部の情報はまだ確認していない、あるいはまだ確定されていない場合は、情報の入手先にもう一度「どうですか」という確認を行います。情報を入手して、これは実施する価値がないと我々が判断した場合は、結果を情報の入手先に報告します。

例えば、この情報は調査する必要があると判断した場合は、次のステップに入ります。まず自分から調査を行います。あるいは専門的なサービス機構に依頼して調査を行います。それによって次のステップのアクションをするかどうかを決めます。先ほどと同じように、もし行動しない場合は、同じ情報の入手先に行動しないということを報告します。

最後に法律行動を実施した場合も、実施した結果を情報の入手先にフィードバックを行います。これは我々の情報のフローチャートですので、情報を迅速に入手して、迅速に判断することで情報の入手先と、構築ネットワークをするということです。

もし法律行動を実施した場合は、GMの会社の中では、案件実施情報追跡センターがあって、すべての案件の実施情報は追跡システムの中に入力されます。

例えば、ある案件の中に、その情報がほかの案件の情報と重複する場合は、この2つの案件は関連性があると判断します。そうする中で、海外への輸出の状態も把握されます。

これは広東省で発生したある自動車会社のガラスの案件の1頁です。トヨタとホンダもこの案件に参加したと思われます。その時に我々は広東省で1,900枚以上のフロントガラスを押収しました。最後にこの案件は刑事訴訟にまで発展して、生産者と経営者は刑事処罰を受けました。最も価値のある発見もありました。つまり、押収した販売記録の中で中東エリア、北米エリアのディーラーを発見したことです。その記録に基づいて我々はUAEとサウジアラビアで8回の取締活動を行い、9,000枚以上のフロントガラスを押収しました。現地のディーラー3社がそのために刑事処罰を受けました。これによっても情報ネットワークの構築の重要性がすぐ理解できるだろうと思います。

それから我々はQ B P C及び自動車業界の団体の活動に前向きに取り組んでいます。我々はベスト案件執行委員会、海関委員会、自動車業界ワーキンググループの活動に前向きに参加することで情報を共有化しています。GMはQ B P Cのためにたくさんの時間と精力を尽くしましたが、同じように非常に大きなメリットを受けました。

もう1つの案件としては、2005年にほかの自動車と部品会社と協力して、浙江省の慈溪地域に長年にわたって存在していた地方保護主義の壁を打ち破ったのです。我々は欧米の会社のほかに、日本のトヨタ、日本デンソー、NGK、ホンダとも協力をしています。

このような業界全体の努力に基づいて、長年にわたって処理されなかった8件の案件が公安に移送されました。その結果、偽造者が法の処罰を受けました。その中で偽物のプラグの案件2件は、公安部、最高検察院、全国整理整頓弁公室の重要案件に指定され、中国の呉儀副総理からも表彰されました。我々は現在の調査経験を十分に活かしており、サービス提供側に厳格な管理を行うことで、すべての案件が合理的な範囲内で行われることを確保しています。

この2組の数字は2005年と2006年の摘発の数字です。2005年の案件は71件でした。案件の数はあまり多くなかったのですが、案件の金額は300万ドル以上にも達しました。取り戻した経済損失額は200万ドル以上に上りました。しかし、調査とアクションの費用は6万ドルしかありませんでした。

2006年の今までの案件は63件で、押収した偽物の価格は340万ドルです。今年の取り戻した経済損失の計算方法は去年に比べて変わりましたので、かなりの差があります。今年の調査費用については進行中の案件もいくつかありますので、まだ計算結果が出ておりません。ですから、クエスチョンマークになっています。

団体の協力について簡単に説明したいと思います。まず Q B P C の活動ですが、Q B P C というのは、中国に投資をしている 150 社以上の多国籍企業の団体です。上の組織は、商務部の外商投資協会です。数多くの日本企業もこの会員だと思えます。Q B P C の趣旨は、中国の中央政府、地方政府、産業界及びその他の機構と協力して、中国の偽物取締り、優良企業の育成のために貢献します。我々の重要案件と P R 活動もすべて Q B P C を通じて行っています。そのために国務院の副総理である呉儀は、2004 年に Q B P C の代表と会いました。呉儀さんは次のように Q B P C を誉めてくれました。Q B P C はよくやってくれました。私の腕利きの助手ですと。

これは Q B P C の組織図です。職能に基づいて 7 つの委員会と製品の分野に基づいて 10 以上のワーキンググループが設置されています。その中で自動車ワーキンググループは、いちばん大きなワーキンググループで、現在の会員は 19 社あり、その中には数多くの有名な企業が入っています。

先ほど私が紹介した慈溪のプラグの案件の成功の経験について紹介したいと思います。2005 年の我々の摘発行動までに、慈溪は世界のプラグの偽物の最も重要な生産基地になっていました。会員企業の調査の結果、我々の自分の会社の調査結果によると 95% 以上のプラグは慈溪で生産されています。特に海外への輸出は全世界に及び、中東、アメリカ、カナダ、インドネシア、ガーナ、アルジェリアなどの国を含んでいます。

原因については、背後には 360% の暴利があるということです。1 例を言いますと、伝統的なプラグの場合は、中国からの価格は 1 つ 0.32 ドルに対して、輸入はカナダの場合は 1.15 ドルとなり、その価格差は 0.83 ドルもあります。

皆様はヘロインの利潤についてご存じでしょうか。ヘロインなどの利潤は 300% しかありません。しかし、プラグの偽物の利潤ははるかにヘロインを超えています。特徴としては多額の利潤があるということのほかに、もう 1 つの特徴は集団化、国際化です。

このテンリュウ案件というのは、実際は 5 つの案件によって構成されています。この 5 つの案件はお互いに関係を持っていますが、それぞれ自分の中心部を持っています。一部の案件においては、生産するメーカーはユーザーを探してきました。ほかの案件の中で貿易商社は主要な役割を持ちました。そのためにメーカーと貿易商社は大きな販売のネットワークを形成させました。貨物はガーナ、ドバイ、ノースアメリカに輸出されていました。そのために我々は慈溪での取締活動は大きな壁にぶつかりました。特に地方関係が複雑で、一部は暴力団に関連する民間の組織も入ってきました。暴力をもって合法的な取締活動に挑戦してきました。ですから、私は寧波と慈溪でこのパワーポイントを紹介するときには 8 字の心得を紹介しました。つまり、投入は大きい。しかしそ

の効果は非常に小さい。

2005年8月に我々は西安で開催された整規弁公室との交流会の中で、国務院、最高検察院、浙江省から大変重要視され、特に呉儀副総理は重要な指示を下して、期限を決めて監督処理を命令しました。それから寧波と慈溪市の政府も、この問題について重点整頓を行い、スムーズに処理され、半年後には市場の秩序はかなり大きく改善されました。

次はGMが関心を持つほかの重要な点について紹介したいと思います。なぜ我々はこのようなブランド保護をするかというのは、まず会社のイメージを保護するのと同じようなことです。つまり、もし偽造品が氾濫すると、市場シェアと売上業績も悪化します。

それでは、我々はブランド保護だけで経済利益の被害を防げるのかについて検討したいと思います。つまり、ブランド保護以外に関心を示すべき分野があるかどうかについて検討したいと思います。やはり責任感のある多国籍企業にとっては、公衆安全は大きな問題です。それから企業の公的な責任があります。長年にわたって消費者に対する信頼関係です。この信頼関係は、企業が長期にわたって社会責任を履行した上でもらった信頼関係です。ですから、このような信頼関係を維持しないと会社のイメージは短期間で壊れてしまいます。

これは上海で押収された新疆の車です。これは外見上は別に問題はありませんが、実際に事故を起こしたあとに廃車となった車を、もう一回アッセンブリして不法に密輸して入ってきた車です。この販売のときに売る人が「これは上海GMの実験用の車である」と言いました。まず相手は車の番号を偽造し、ボンネットを開けると部品の配置は非常に分散しており、エアバッグを開けるとスポンジしか入っていません。このような案件は、我々は管理すべきものであると思います。管理する理由は、このような車が存在すると、会社のイメージが壊れてしまうからです。

これはほかの組立車を密輸する案件の写真です。もう1つは、このような原付きバイクの案件で、原付きバイクの上にGMの商標が書かれています。もちろん、このような製品が市場にあっても、我々は販売に対しては何も影響はありません。この案件に対して、我々は関心を持つことは必要でしょうか。我々はこういうことについても関心を持つべき分野です。なぜかというと、このような低クラスの製品の中で、GMのマークを使って、チェックされると、ブランドへの影響は悪くなります。

以上、私が紹介したものは、私のいろいろな経験ですので参考にしてください。また今後とも皆様と一緒に緊密な関係を取りながら、お互いに知的財産権の保護の仕事に努力していきましょう。ありがとうございました。

< 質疑応答 >

宮原（ジェトロ上海）

どうもありがとうございました。まだ時間もたくさんございますので、ご質問等がございましたらお願いいたします。

加茂氏（トヨタ）

何点か質問いたします。模造品が見つかったときの自主調査というのがありますが、これはGMさんの社員の中に、そういったものを調査する方がおられるのでしょうか。

陳氏（GM）

このような情報が入ると、例えば簡単な確認業務ですと、我々が自分でやります。例えば、電話による確認、あるいは発見した場所は近い所であれば、自社の社員が見に行きます。もっと複雑な場合は、専門の会社に依頼します。

加茂氏（トヨタ）

いわゆる自主調査と調査機関による調査の利用の割合は、どちらが多いのでしょうか。

陳氏（GM）

初歩的な調査はかなり多い量がありますが、作業量は多くありません。例えば、電話1本で状況を確認してフォローするかどうか。つまり、引き続き調査するかどうかを判断します。こうすれば最初の段階でたくさんの調査費用を節約することができます。

加茂氏（トヨタ）

情報源として4つ書いてありますが、どこからの情報がいちばん多いですか。

陳氏（GM）

もし案件が最後に実行可能となる結果から見れば、専門のサービス部門からの情報がいちばん多いです。つまり、弁護士事務所と調査会社の情報がいちばん多いです。ただ、市場を把握するに当たってはGMグループの中のほかの子会社、販売ディーラー、いろいろな営業マンの情報です。

加茂氏（トヨタ）

押収品の価格ですが、319万ドルとか340万ドルと出ていますが、これは模造品の市場販売価格で計算されているのか、それとも純製品の価格に換算して計算されているのか、どちらでしょうか。

陳氏（GM）

これは正規製品の産給市場での価格で計算されたもので、大多数の会社はそういう方法を採用していると思います。

加茂氏（トヨタ）

取り戻した経済損失となっていますが、もしできたら経済損失部分の計算方法を教えていただけませんかでしょうか。

陳氏（GM）

2006年の計算方式は違って、新しい方式は押収したラベルや押収した半製品を取り戻した損失として計上しています。それは我々は未然に防げた効果として計算しているということです。それは我々の本部が一律に国際的な方法を採用していることで、北米や欧州は偽物の被害はあまりないのですが、いちばん大きな問題は販売ディーラーの不正販売行為です。北米や欧州の場合は、例えば不正販売行為を発見、取り締まったあと、一定の期間内に再発がないという前提で取り戻した経済損失を計算していますが、中国は北米と欧州は違いますので、例えば、今日摘発されて取締りをされても、明日すぐ再び偽物を作ることがあります。でもやはり世界一律の計算基準がありますので、取締りを行ったあとの一定の期間内の経済損失がないとして計算しています。

加茂氏（トヨタ）

どうもありがとうございました。今後とも協力をよろしく願いいたします。

宮原（ジェトロ上海）

それでは、次にホンダの孫さんお願いいたします。

孫氏（ホンダ技研工業）

御社が取締りの中で、A I CとT S Bでは、どちらの分野の協力が大きいですか。

陳氏（GM）

私の回答としては、生産分野においてはT S Bの協力が大きく、流通分野においてはA I Cの分野が大きいです。A I Cはすべての商標侵害を管理していま

す。ただし、地域によってA I CとT S Bの協力の程度は違いますので、我々は地域先を見て、A I CかT S Bを選択しています。それで一部の特殊な原因による妨害を防ぎます。

孫氏（ホンダ技研工業）

例えば、取締りの活動の中で、技術の鑑定レポート、つまりGMの発行した鑑定レポートは認可されるかどうかについての質問に対しては、こういう要求はないという答ですか。

陳氏（GM）

商標侵害の場合は、すべてA I Cが管轄しています。製品の品質問題はT S Bに移管します。

嵐氏（日産）

いつもお世話さまです。私の質問は、自動車の部品というのはサプライヤーが供給してくれるものが大変多いのですが、そのサプライヤーが、また別の会社に委託して、その会社がまた別の会社に委託してということで、どんどん委託の委託の委託みたいな形でやっているケースが時々見受けられますが、そういうことを防止するためにどんなことをやっておられるのでしょうか。

陳氏（GM）

いまの質問は購買部門が担当分野だと思いますが、我々は第1レベル、第2レベル、第3レベルのサプライヤーに対しては、それぞれ資格を要求していますので名簿を持っています。でも詳しいことは購買部門の話だと思います。

宮原（ジェトロ上海）

ほかにご質問はございますか。

村橋氏（日本曹達）

いつもご協力ありがとうございます。全部で3つ質問があります。まず、先ほどの組織構造で、北アメリカ、ヨーロッパ、ラテンアメリカ、アジアパシフィックということで4つそれぞれBrand Protection Managerとinvestigationとありましたが、グローバルで模倣品対策にGMとして、どのくらいの方がかわり合っているのか。中国での人数、あるいは差し支えない範囲で予算など、どのくらい模倣品対策に割かれたのか教えてください。

陳氏（GM）

少し考えてお答えいたします。全世界のそういった調査部門は30人在籍してい

ますので、GMの中には30名でグローバル対策をしています。BPマネージャーは、それぞれ地域においては2人を超えません。BPマネージャーはコーディネーターの仕事をしています。ですから、次の部門間の協力は大変重要であると思います。予算も部門間の予算を合わせてやっています。全体の予算については、私も詳しい数字はあまり知りませんが、2005年度の調査費用は6万ドルという話です。もちろん、この6万ドルは職員の給料や福祉厚生は含まれていません。

村橋氏（日本曹達）

2つ目の質問ですが、先ほどのGMセキュリティーグローバル案件情報追跡システムという非常に長い名前のシステムのご紹介がありましたが、これは模倣品対策専用のシステムなのでしょうか。それともいろいろな法律、いろいろなリスクマネジメント用のシステムですか。

陳氏（GM）

ほかのリスク管理を含めて、全体的な追跡システムです。我々は大きな利益を得ています。例えば、南アメリカでこのような案件が現れた場合は、すぐ情報システムのほうで反映され、情報の共有化が実現できます。

このシステムは国の認証で作られたシステムで、設立当初はあまり効果が見られませんでした。案件の数が増えていくにつれて、その効果も非常に重要になっています。1人の人間だと情報が多数であり覚えられませんので、これは大変重要だろーと思ひます。

この外観は地図のように見えますが、実際はリアルタイムに更新されているシステムですから、情報が非常に新しいシステムです。

村橋氏（日本曹達）

最後の質問です。御社は上海に合弁事業で上海GMというのがありますが、中国側の出資側は模倣品対策に関して、いろいろな関心、あるいは支援の程度はいかがでしょうか。

陳氏（GM）

通常は我々はGM本部で知的財産権の仕事をしておりますので、合弁の中国側は情報提供だけです。調査、行動の実施などはアメリカ本部でやっています。SGMというのは商標の使用者で、商標の所有者ではありません。

久永（デンソー）

私は知的財産権保護の仕事をしてひます。質問は調査会社を選ぶ基準、それか

ら調査会社をどのように管理しているのか。例えば、調査会社からは偽りの情報を提供されたらどうしますか。もし可能であれば、今はどういう調査会社、何社を使っているのかを教えてください。

陳氏（GM）

皆様の夕食に邪魔でなければ、少し紹介したいと思います。調査会社を選ぶ基準は、いろいろな会社は地域によって、領域によって長所が違ふと思います。例えば、生産現場の摘発に強い会社もありますし、税関との関係が良いから、輸出の摘発に強い会社もあります。

もう一度説明したいのは、刑事訴訟の場合は刑事訴訟に強い会社がありますので、いろいろな分野に対応した調査会社を選択しています。エリアについても、いろいろなエリアの文化に精通する会社もありますので、需要に基づいて選んでいます。通常、我々と深い関係の会社は5社から6社ぐらいあります。我々はこの会社だけに決めるわけではありませんので、もしほかにより良いサービスの会社があれば、我々もその会社と手をつなぎたいと考えています。例えば、案件を偽造したり、情報を偽造したり、法律文書を改ざんしたりする会社と個人には絶対関係はしないということです。

調査会社の管理に当たっては、自ら案件に対する管理も重要です。たくさんの案件について、我々は自らフォローしています。その理由は調査会社、あるいは個人の不正を防ぐと同時に、さらに市場の状況を逸速く把握できるからです。我々と緊密関係を持っている調査会社は、大変優秀な会社ですから、単発の案件に対する情報提供だけでなく、この領域における全体的な情報をも提供してくれますので、そのために我々は、ブランド保護の業務の遂行に当たって、逸速く新しい情報をキャッチできます。

ほかの権利者にもこういう情報を迅速に提供することで、調査会社の不正を防ぎ、共同でこの業務をうまく遂行することに力を入れています。特に我々は、常に法律執行部門と交流をしていますので、法律の執行部門に、もし調査会社に不正があれば、是非情報を提供してくださいと依頼しています。もし不正があれば、我々業界のワーキンググループ、あるいは会社独自で処罰を与えます。

荒川氏（カシオ）

2005年度の案件件数が71件あって、調査リード費用が6万ドルということは、1件当たり1,000ドル以下ですが、例えば行政的な差押え、刑事的な追及に関しては、調査会社等を使わないで社内のスタッフでやられているのでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

陳氏（GM）

簡単な割算ではないと思います。自動車部品の場合は複数のブランドが侵害されるケースが多いので、我々は複数の権利者と一緒に取り締活動を行い、それでコストの分担をして安くすることができました。刑事処罰にまで発展する案件については、行政部門の処罰から公安局へ移送するまでの間は、我々はサービス機構に依頼せず、全部自社で行っています。

公安局から検察院に移送されたあとに、例えば訴訟まで、あるいは取調べ、裁判などの場面が出てくる場合は、我々は案件の程度に基づいて調査会社を選んで一定の費用を支払っています。

全体的に言えば、特に重要な案件においては、我々会社自体が重要な効果を果たしています。調査会社は一部の役割しか果たしません。

荒川氏（カシオ）

もう1点ですが、民事的な損害賠償を求めるような訴訟を提起することはあるのでしょうか。民事提訴になるとだいぶお金がかかりますが、そういうものは別予算という形で取っているのでしょうか。

陳氏（GM）

実際のところ、我々は民事訴訟、民事賠償は弱い所です。本来なら、会社の法律部は民事訴訟を担当しますが、我々の部門と法律部門の意見に食い違いが多いので、今のところ成功した経験はありません。

その中でも欠陥的な原因がいくつかあります。例えば、民事訴訟のコストが高い、あるいは判決があっても、実際にその判決が全然履行されない可能性もあります。最近Q B P Cの法律委員会と最高人民法院は、この問題について研究しています。できればこの手続を簡略化していきたいと思います。

宮原（ジェトロ上海）

そのほかに何かございますか。

生形氏（KYB）

1つ伺いたいのですが、初めのほうにあった消防というところで公衆宣伝というお話がありました。公衆宣伝というのは、非常に大事なことの1つではないかと思いますが、例えば具体的にどのようなことをやられていますか。私どもは自動車部品を作っている会社ですが、同じようなことでその危険性についての紹介などのお話がありました。媒体を例えばパンフレットにするのか、雑誌などの広告にするとか、ビデオにするとか、どういう形で流して公衆に宣伝しておられるのか、その辺の具体的なお話をしていただけたらと思います。

陳氏（GM）

まず1つは、自動車関連の展示会で偽物の危険性を一般公衆に宣伝します。例えば、2004年の場合は、我々はデンソー、フォルクスワーゲン、ダイムラー・クライスラーの3社の展示会で説明会を行いました。今年もオートショーがありますが、こういう宣伝活動を継続していきたいと思っています。そのほかには会社のホームページの中にも、製品の危険性などの宣伝があります。

一部の会社は公衆宣伝を心配することがあると私は聞いております。もし宣伝をすれば、逆に消費者はこのブランドの偽物が多いから買わなくなる心配があると思われれます。その結果、正規品の売上げが減少してしまうという心配があります。ですから、我々はこの問題を避けるためには、業界の他社と一緒に展示会や媒体を経由して宣伝しています。つまり、これは業界全体の問題で、個別の会社の問題ではないということを公衆に宣伝します。

宮原（ジェトロ上海）

そのほかにご質問はございますか。

加茂氏（トヨタ）

摘発をする場合の基準みたいなものはありますか。

陳氏（GM）

はっきりした基準はありません。数多くの情報は実際に案件に発展することはないということで、まず我々のほうで情報分析をします。摘発にいろいろな規制を設置することは普通の消費者は面倒くさいと思いますので、摘発しなくなる可能性もあります。実際のところ、我々も価値のないゴミのような情報もいっぱい受けています。情報がスムーズに反映されるまでには、こういうチャンネルが必要ですので、我々の所で情報を判断しているということです。

加茂氏（トヨタ）

最近の傾向として、小ロットで生産してどんどん出してしまうので、工場を摘発しても、摘発する数量が少ないというのが結構多いのですが、工場摘発をする場合の基本的な考え方は何かありますか。例えば、生産数量は多いが、摘発しても数が少ないという場合でも、将来の危険回避のために、そのとき1回の摘発での効果は少ないが、その工場については、積極的に摘発をしていくとか、そういう考え方はあるのでしょうか。

陳氏（GM）

私は最近、この問題について調査会社と一緒に研究しているところです。例え

ば、この工場は小ロットで生産しても、これから大規模になることはないと思います。大規模になるという可能性を考えれば、どこかに大量に貯蔵されている可能性があります。ですから、我々の取締りの重点は現場ではなく、保管されている所です。

我々はトヨタと同じような問題があると思います。例えば、工場が小ロットで生産して、速いスピードで輸出をしても、必ずコンテナ1つ、あるいはコンテナ半分の量がないと輸出できないので、どこかの貿易商社の倉庫、あるいはどこかの会社の中で保管している所があると思います。ですから、物流の中で保管場所を突き止めることは大事だと考えています。小ロットで生産している工場を何回も取り締まるよりも、倉庫に保管されている物を1回で多量に押収したほうが、はるかに効果があると思います。これを実現するために、権利者たちとの情報の共有、協力関係の構築は、大変重要だと思います。

保坂氏（三菱電機）

業務プロセスのところで、情報分類というのが書かれていますが、情報分類の目的と分類項目の内容について教えていただきたいと思います。

陳氏（GM）

情報分類は、例えば電話のホットラインがあって、ホットラインからの情報の大多数は価値のない情報です。ですから、こういう情報を調査会社に依頼すると無駄な費用が発生します。まず初期段階においては、インターネット、電話、あるいは調査会社との簡単な協力で、第1ステップの選別を行います。選別の結果、価値がないと認めた場合は、それを放棄します。もしこの情報を引き続きフォローする価値があると認定した場合はそれでフォローをします。もちろん既に発生している情報、処理した情報などについても、情報のデータベースを持っていますので、それを総合的に分析することで、この地域の市場の程度を判断できます。

今日はプラグの案件についてはたくさん話をしましたが、もう一度それを例として説明したいと思います。私がプラグの案件を受け継いだときに、調査会社、権利者からの情報では、ジケイにはこういうプラグを作る会社は数百社あると言われました。でも我々は情報の分類と選別を行った結果、実際に焦点になった会社は20社ぐらいで、30社は超えませんでした。なぜかというと、調査会社からの情報では、名前のない工場が多いのです。名前のない工場がたくさん重複して数百社となったわけです。実際はこういう無名の会社は名前を持っている、あるいは名前は数回変えたが、経営者は同じである。ですから、情報を識別した結果、20数社に焦点を絞りました。初期段階の情報の整理整頓は資源の有効利用に大変貢献してきました。

保坂氏（三菱電機）

この情報分類は、世界的な案件の情報追跡システムと何らかの関係があると思いますが、その辺について教えていただけますか。

陳氏（GM）

実際のところ、今の情報分類はグローバル案件情報追跡システムと大した関係はありません。その理由は、情報を分類している段階では、そのシステムには入力しないからです。情報が確認されて案件として発展した場合に、初めてグローバル情報システムに登録されます。

この問題については、我々社内のITエンジニアとも話をした結果、入力するときには、必ず製造者の名前、製造者の証明書の番号を入力する必要があります。そうすると重複が避けられます。このシステムはまだ非常に素晴らしいシステムではありません。我々は常に努力をして完備しつつあります。

宮原（ジェトロ上海）

最後の質問をお受けしたいと思いますが、何かございますか。たくさんの質問に回答していただきました。感謝の気持ちを込めて拍手をお願いします。ありがとうございました。

事務局からのご連絡ですが、先ほどご紹介した森永に加えて、後ろに立っている女性が、ジェトロ上海に新規に加わりました。名前は朱さんと申します。この9月1日から配属になっておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、第24回上海IPGを終了いたします。どうもお疲れさまでございました。